

【ご案内】

茨城県地域包括ケア推進センター

第5回 全体会議

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、通称「認知症基本法」が2024年1月1日に施行されました。認知症の方が自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるよう施策を総合的かつ計画的に推進するための法律です。基本理念の理解により、専門職としての役割を今一度考える機会になると思います。

様々な機関・職種の皆様のご参加をお待ちしております。

《講演》

『認知症基本法施行と認知症フレンドリー社会
の構築に向けて』

東京都健康長寿医療センター
認知症未来社会創造センター センター長

栗田 主一 氏

- ★日時：令和6年3月5日（火）18：30～20：30
- ★場所：Zoomミーティング
- ★参加費：無料
- ★参加者：茨城県内の医療・介護・福祉関係の専門職、行政、その他どなたでも

- ★申し込み：下記URL又はQRコードを読み取り、申し込みフォームへお進みください。申し込み後、事務局よりZoomのURLをメールにてご案内いたします（開催日のおよそ4日程前）

ここをクリック

<https://forms.gle/jB9j28Ao9Sjsa4LX8>



茨城県地域包括ケア推進センター



ホームページ「お知らせ」からもお入りいただけます。

主催：茨城県地域包括ケア推進センター（茨城県医師会内）